

# 福岡県公報

平成21年8月5日  
第2999号

## 目次

告示(第1259号 - 第1267号)

保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	1
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	1
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	2
麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく薬局開設者等の申出	(薬務課)	.....	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	4
公安委員会			
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部運転免許管理課)	.....	4

## 告示

福岡県告示第1259号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年8月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

大野城市大字牛頸569の4

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1260号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年8月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡須恵町大字上須恵42の14

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1261号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年8月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
糸島郡二丈町大字吉井字西山14の94
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1262号

薬事法（昭和35年法律第145号）の規定により医薬品の卸売販売業の許可を受けた者から麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の26第1項の規定に基づく申出があったので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成21年8月5日

福岡県知事 麻生 渡

申出者の名称	申出に係る店舗名称	申出に係る店舗所在地
山下医科器械株式会社	山下医科器械株式会社大牟田営業所	大牟田市大字歴木975 - 2
山下医科器械株式会社	山下医科器械株式会社筑後支社	久留米市宮ノ陣3 - 2 - 36

福岡県告示第1263号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年8月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 (仮称) 飯塚秋松商業施設
  - (2) 所在地 福岡県飯塚市秋松925 - 1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項  
現況は交差点に近く渋滞しているため、出入口は警察協議を行ってください。  
また、出入口を1カ所にできないでしょうか。検討をお願いします。
  - (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
意見なし
  - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
一般廃棄物の排出については、飯塚市の分別基準に従って適正に分別、保管し、指定袋に収納するとともに、収集、運搬に関しては市の許可業者（穂波地区業者 藤本組）との契約をお願いします。

- (4) 防災・防犯対策への協力  
意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項  
騒音の抑制については配慮をお願いします。特に荷さばき作業時の騒音には十分注意し、対策をお願いします。
- (6) 廃棄物に係る事項等  
一般廃棄物の排出については、飯塚市の分別基準に従って適正に分別、保管し、指定袋に収納するとともに、収集、運搬に関しては市の許可業者（穂波地区業者藤本組）との契約をお願いします。
- (7) 街並みづくり等への配慮等  
飯塚市都市計画課では、「飯塚市都市景観条例」第18条第1項の大規模建築物等の新築等の届出が必要です。また、店舗名等を表示する広告物については、「福岡県屋外広告物条例」による許可が必要です。
- (8) その他  
ア 特定建設作業を実施する場合には届出が必要です。  
イ 開発行為の許可内容に変更があった場合は、速やかに協議し、その許可を得てください。

福岡県告示第1264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

福 岡	一 般 国 道	495 号	前	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目 1592番826先から 糟屋郡新宮町下府二丁目 1592番860先まで	16.2 ～ 28.4	157.0
			後	同上	16.2 ～ 29.4	

福岡県告示第1265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年8月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	久 留 米 柳 川 線	久留米市三漕町玉満2911番4先から 久留米市三漕町玉満2911番3先まで
久留米	吉 町 原 白 口 線	久留米市三漕町玉満3110番1先から 久留米市三漕町玉満3112番8先まで

福岡県告示第1266号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年8月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市美しが丘南7丁目2-1、2-8、2-9、2-11及び2-12
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市原田4丁目2番地10  
悠建築工房株式会社  
代表取締役 穴見 敏幸

福岡県告示第1267号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年8月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

築上郡上毛町大字西友枝686・3982の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第221号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、「福岡県道路交通法施行細則の一部改正（案）」について、次のとおり意見を募集する。

平成21年8月5日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

平成21年7月27日から同年8月25日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）

に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許管理課に備え置く。